

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	がん検診・肝炎ウイルス検診に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、がん検診・肝炎ウイルス検診に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	がん検診・肝炎ウイルス検診に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づくがん検診以外に、本市において胃がん検診、肺がん検診の対象者の年齢拡大及び乳がん、前立腺がんに対する検診を追加で行っている。 検診対象者に対し、課税・非課税の判定による自己負担額を計算したがん検診受診券を発行する。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
がん検診・肝炎ウイルス検診関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

松阪市健康福祉部健康づくり課
〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地
TEL 0598-31-1212 FAX 0598-26-0201
E-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing the reason for application.

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	健康増進法に基づくがん検診以外に、本市において胃がん検診、肺がん検診の対象者の年齢拡大及び大腸がん、前立腺がんに対する検診を追加で行っている。	健康増進法に基づくがん検診以外に、本市において胃がん検診、肺がん検診の対象者の年齢拡大及び乳がん、前立腺がんに対する検診を追加で行っている。	事後	
平成31年4月1日	I 1. ②事務の概要	がん検診受信券を発行する。	がん検診受信券を発行する。	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部健康推進課	松阪市健康福祉部健康づくり課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 竹川 福男	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市健康ほけん部健康推進課	松阪市健康福祉部健康づくり課	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	三重県松阪市春日町1丁目8番地 TEL 0598-23-1364 FAX 0598-26-4951	松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しいき値判断項目 2. 取得者数	平成28年1月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表第1並びに別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	